

平成30年度  
から

# 国民健康保険の制度が変わります

～平成30年度から国保の財政運営は市町村から都道府県へ移行します～

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して病院にかかることができるよう、加入者の皆さんでお金を出し合ってお互いに支え合っていく制度です。

なぜ  
都道府県に  
変わるの？

## 国保の現状と課題

国保の加入者は「年齢構成が高く、医療費水準が高い」「低所得者が多い」構造となっているため、国保税などの収入よりも医療費などで支出するお金の方が多く、市町村単位では安定した財政運営が困難であるなどの課題があります。

## 制度改正による財政の安定

平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村で行っていた財政運営を都道府県が責任主体となることで、安定的な国保の運営を図ることになりました。

今回の制度改正による大きな変更点は次のとおりです。

- 1 医療給付など国保の事業に必要なお金を各市町村が納付金として都道府県に納めます
- 2 都道府県が各市町村の医療費水準や所得水準などを基に市町村ごとの納付金を決定。併せて納付金の納付に必要な市町村ごとの標準保険税率を示します
- 3 市町村は都道府県が示した標準税率を参考に、保険税率を決定します

なお、これまで市町村単位で行っていた保険証の発行や、保険税の賦課・徴収などは引き続き市町村単位で行います。

何が  
変わるの？

## 現在 各市町村が国保財政運営の責任主体



### 市町村

- 資格管理(被保険者証等発行)
- 保険税率、額の決定、賦課・徴収
- 保険給付
- 保健事業

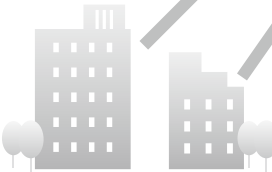
## 平成30年度～ 都道府県が国保財政運営の責任主体

### 都道府県

国保運営方針  
(道内の統一の方針)

都道府県で決定した  
納付金を市町村が納付する

都道府県が給付費に必要な  
費用を市町村に全額支払う

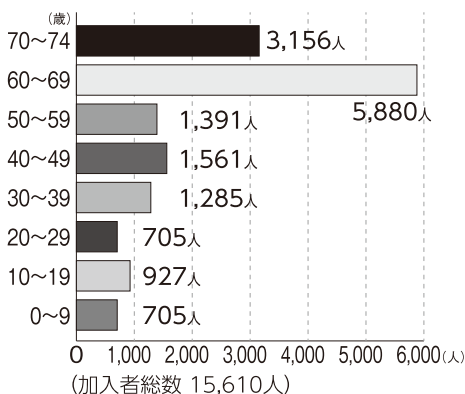


### 市町村

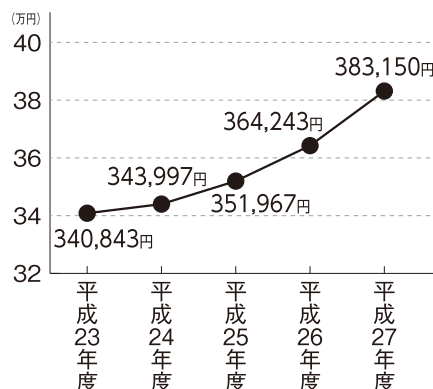
- 資格管理(被保険者証等発行)
- 保険税率、額の決定、賦課・徴収
- 保険給付
- 保健事業

## グラフで見る石狩市の国保の現状

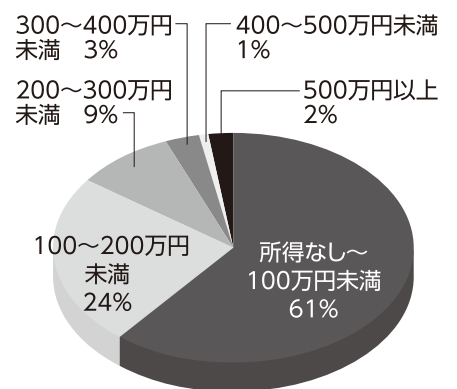
### 加入者の年齢構成



### 1人あたりの医療費の推移



### 所得階層別加入世帯数の割合



# 石狩市の国保財政

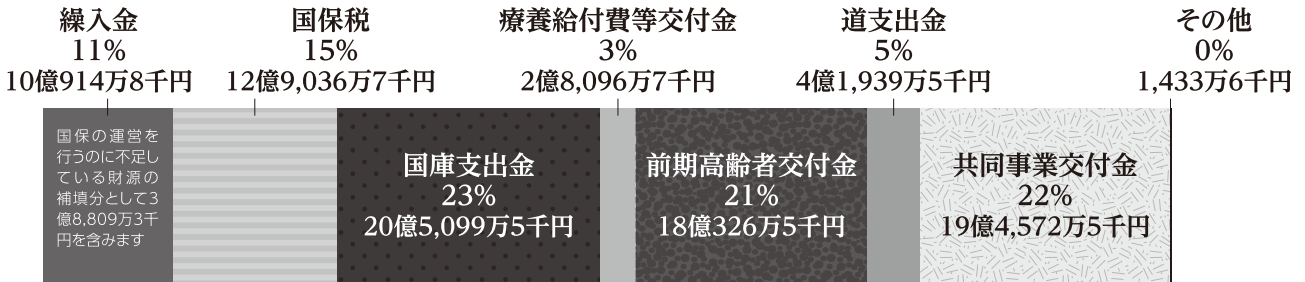
## 平成27年度決算状況

平成27年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算では、歳入総額88億1,419万8千円に対し、歳出総額94億7,336万6千円となり、6億5,916万8千円の赤字決算となっています。

赤字額のうち平成26年度決算の累積赤字額が6億2,846万6千円となっているため(前年度繰上充用金)、平成27年度単年度での収支は3,070万2千円の赤字となり、一般会計から財源補填の繰り入れ(3億8,809万3千円)をしても収支が不足している状況です。

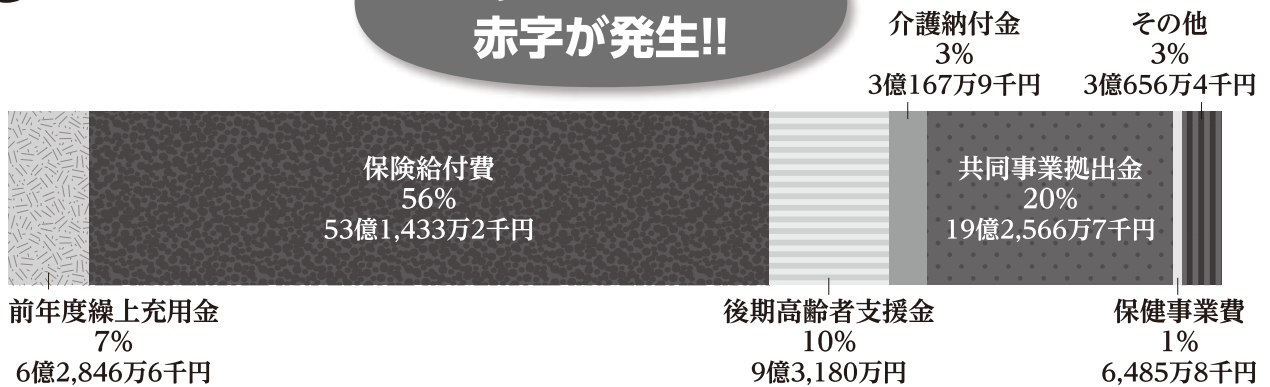
### 歳入 88億1,419万8千円

※金額は概数としています



### 歳出 94億7,336万6千円

**6億5,916万8千円の赤字が発生!!**



## 都道府県化後の国保運営について

### ●国民健康保険税

11月1日、北海道から納付金の仮算定結果が公表され、石狩市は現在の保険税率では北海道に収める納付金を賸さない結果となっています。

都道府県化後は、累積赤字額が増加しないよう北海道から示される標準税率を参考に、単年度の収支均衡を保つため適正な保険税率への見直しが必要となる見込みです。

今後2回目の仮算定が行われ、その結果などについて本紙でお知らせする予定です。

### ●累積赤字額の解消

平成27年度決算の収支不足3,070万2千円を含む累積赤字金額は6億5,916万8千円です。

累積赤字については、一般会計からの繰入金を基本として計画的に解消していく見通しです。

### 【累積赤字額の推移】

平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
6億859万6千円	5億7,741万7千円	8億2,954万2千円	6億2,846万6千円	6億5,916万8千円